

201027015A

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業

強度行動障害の評価尺度と支援手法に関する研究

平成22年度 総括・分担研究報告書

研究代表者

井上 雅彦

平成23（2011）年 6月

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業

強度行動障害の評価尺度と支援手法に関する研究

平成22年度 総括・分担研究報告書

研究代表者

井上 雅彦

平成23（2011）年 6月

目次

I. 総括研究報告 強度行動障害の評価尺度と支援手法に関する研究 (井上雅彦)	1
II. 分担研究報告 1) 強度行動障害者のサービス体系について (大塚 晃)	5
2) あさけ学園の強度行動障害支援事業終了者の福祉サービスの利用状況 (近藤裕彦・廣田昌俊)	15
3) 強度行動障害とPARS、知的発達の程度との関連 (井上雅彦・安達潤・野村和代・岡田涼)	24
4) 強度行動障害の環境要因を支援手法の観点から評価する尺度の作成 (辻井正次・井上雅彦・野村和代・岡田涼・谷伊織・大嶽さと子)	34
5) 知的障害特別支援学校における行動障害を呈する児童生徒の担任教師 に対するコンサルテーションの効果に関する研究 (井上雅彦・尾田まゆみ)	49
6) 入院強度行動障害加算の実績調査 (田渕賀裕・市川宏伸)	55
7) 強度行動障害を呈する成人の自閉症者への経過 (本田央・野口幸弘)	64
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	71

厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業)

強度行動障害の評価尺度と支援手法に関する研究

主任研究者	井上 雅彦	鳥取大学
分担研究者	大塚 晃	上智大学
	安達 潤	北海道教育大学
	辻井 正次	中京大学
研究協力者	市川 宏伸	東京都立小児総合医療センター
	田渕 賀裕	東京都立小児総合医療センター
	近藤 裕彦	社会福祉法人檜の里 あさけ学園
	廣田 昌俊	社会福祉法人檜の里 あさけ学園
	野口 幸弘	西南学院大学
	本田 央	社会福祉法人筑紫会
	野村 和代	浜松医科大学
	岡田 涼	名古屋大学
	谷 伊織	東海学園大学
	大嶺さと子	浜松医科大学子どものこころの発達研究センター
	尾田まゆみ	鳥取大学

研究要旨

目的 本研究では強度行動障害について、これまでの国内外での行動障害への評価と施策の検証を行い、評価方法の開発および行動障害への効果的な介入技法の検討を行うことを目的とする。**方法** 今年度、評価研究については学齢期も含めた強度行動障害の状態像の分析、環境要因を評価するための支援尺度の開発、医療費加算を受け入院治療を受けた事例の分析を中心に行った。また支援研究としては、早期対応として学齢期の知的障害特別支援学校に対するコンサルテーション、入所施設から地域への移行支援の分析、地域でのケアホームでの支援事例の検討を行った。**結果** 強度行動障害判定評価表得点と知的障害の程度、PARS 得点の分析から強度行動障害と自閉性障害の高い関連性が明らかになった。この関連性に基づいて、自閉症に対する基本的支援を生活環境の中でどの程度受けているかを評価する支援尺度を開発し、保護者を対象に施行した結果、行動障害の各尺度との関連性が示された。支援研究については、早期からの機能分析に基づく一貫した支援、移行や地域生活に際しては受け入れ側の環境整備と継続的な専門的支援の必要性が示された。**考察** 強度行動障害に対して環境要因の視点からの評価については対象の数を増やして妥当性を高めるとともに支援システムにどのように組み入れるか検討していくことが必要となる。また外部からの専門的な支援の提供や職員の専

門性の向上のための効果的な教育のあり方など支援システムについて検討を深めていきたい。

A. 目的

強度行動障害とは著しい自傷、他傷、こだわり、物壊し、多動、パニック、粗暴などの行動が通常考えられない頻度と強さで出現することで家庭にあって通常の育て方をしかなりの養育努力があっても著しい処遇困難が持続している状態を指す。

強度行動障害に対しては、1993年の特別処遇事業開始から15年が経過し、その間自立支援法・発達障害者支援法などが制定され、障害児者を取り巻く社会的環境には大きな変化がもたらされてきている。強度行動障害は以前にも研究班が組織され一定の成果があがっていると考えられるが、現在の社会的・法的变化の中で知的障害のない発達障害児・者における行動問題も表面化し、社会的に大きな問題として取り上げられると同時に、従来の入所施設については入所期間を経過しても移行先が見つからない状態が拡大するなど様々な検討すべき課題が生じている。

本研究では強度行動障害について、これまでの国内外での行動障害への評価と施策の検証を行い、評価に関する分析的研究、行動障害への効果的な介入技法の検討を行うことを目的とする。

B. 方法及びC結果

1. 強度行動障害の施策について（大塚晃）

強度行動障害の支援施策を制度的に検討する中で、強度行動障害のある人が地域生活を送るためのサービス体系を設置する前提として今後必要とされる事項は、①現在の強度行動障害の状態を適切に判定・評価

できる基準を作成すること。

- ②支援方法については構造化の有効性がすでに提案されており、これらを個別支援計画に生かすために強度行動障害への支援プログラムをセットで用意すること。
- ③強度行動障害者ための設備や十分な職員配置、職員の専門性を高めるための研修システムを構築すること。
- ④強度行動障害者への標準化されたサービス提供を明らかにし、それに基づき提供されたサービスの結果（アウトカム）を適切に評価し、報酬に反映させること。そのような事業の評価については自立支援協議会を活用することも考慮すること。
- ⑤構造化などの物理的環境の整備に対する国庫補助の確立
- ⑥強度行動障害者を取り巻く地域の連携システムやネットワーキングを構築すること。その際、発達障害者を強度行動障害者への支援の専門的機関として位置づけ、中心的役割を付与することも考慮することなどが示された。

2. 強度行動障害と PARS, 知的発達の程度との関連（安達潤 他）

知的障害者入所施設2ヶ所、及び知的障害特別支援学校2校を対象に、強度行動障害の程度と、PARS、知的発達の程度との関連を検討した。強度行動障害について、旧法基準で強度行動障害と判定される10点以上の対象者は全体の9.98%であった。また、旧法基準、新法基準のいずれにおいても、知的障害の程度が重い場合に強度行動障害の得点が高い傾向がみられた。しかし、

知的障害の程度の影響を統制したうえでも、自閉性障害の特徴を捉える PARS の得点が強度行動障害の程度と関連していたことが示され、強度行動障害と自閉性障害との強い関連が示された。

3. 強度行動障害の環境要因を支援手法の観点から評価する尺度の作成 (辻井正次他)

強度行動障害の環境要因を支援手法の観点から評価する尺度の作成を目的とし、広汎性発達障害やアスペルガー障害をもつ発達障害児・者の保護者 130 名を対象に独自に作成した支援尺度 16 項目と、旧法・新法における強度行動障害判定基準項目、ABC-J を実施した。支援尺度の項目では、項目によってそれぞれの支援を行っている保護者の割合が異なることが示され、日常に行われる多様な支援方法を評価し得る尺度であることが示された。また、支援尺度の項目の多くは、旧法基準と新法基準による強度行動障害と関連しており、行動障害の程度が重くなるほど、保護者はこの尺度で測定される支援を多く行っているものと考えられた。

4. 入院強度行動障害加算の実績調査

(田淵賀裕 他)

東京都立小児総合医療センターでの強度行動障害に関する医療費加算の実態について調査した。調査期間中の精神科入院は 560 例で、そのうち強度行動障害加算の該当例は 55 症例であった。男女比は 5.1 : 4 であった。小学生高学年から中学生年齢の割合が高く診断名は自閉症がもっとも多かった。強度行動障害判定スコアでもっとも高かったのは「パニックへの対応が困難」、ついで「激しいこだわり」であった。

強度行動障害スコアの合計の平均点は 23.

7 点で 10 点を大きく上まっていた。医療判定スコアの精神・神経疾患の合併では「自閉症などによりこだわりが激しく対応困難」がもっとも高く、ついで「向精神病薬の治療を要する」が高かった。医療判定スコアの身体疾患の合併ではいずれもスコアは低かった。医療度判定スコアの合計平均は 25.1 であり、24 点を僅かに上まわる結果であった。

5. 知的障害特別支援学校における行動障害を呈する児童生徒の担任教師に対するコンサルテーションの効果に関する研究 (井上雅彦 他)

知的障害特別支援学校における強度行動障害を呈する児童生徒の担任教師に対して機能分析に基づくコンサルテーションを行いその効果を分析することを目的とした。対象者は鳥取県内の特別支援学校 2 校の担任教師 8 名であった。コンサルテーション実施前後に旧法・新法の強度行動障害判定基準項目、ABC-J、CBCL、Vineland 適応尺度の不適応項目 6 項目を実施した。結果、コンサルテーション実施後、旧法・CBCL の得点において有意な改善がみられ、プログラムの有効性が示唆された。

6. あさけ学園の強度行動障害支援事業終了者の福祉サービスの利用状況 (近藤裕彦 他)

地域の中で強度行動障害を示す人たちが安心して暮らすのに必要な福祉サービスの形態や量、プログラムの検討に向けた予備的研究を実施した。調査は、あさけ学園の強度行動障害支援事業を終了した知的障害や自閉症のある 21 人を対象とした。対象者全員の家族もしくは現在利用中の福祉サービス事業所から、障害者福祉サービス受給

者証の支給決定量、他に関する回答を得た。結果は、(1)事業の利用開始時と終了時を比較した強度行動障害判定基準（旧法）の各加え項目の点数の変化、(2)利用開始前から終了時、現在までの受け入れ先の推移、(3)現在、家庭や地域に戻って生活している者 11 人の障害福祉サービス受給内容、他の分析を中心に行ない、来年度に計画している全国規模の調査の項目作成のための知見や課題などが提起された。

7. 強度行動障害を呈する成人の自閉症者への経過（本田央 他）

知的障害者通所施設に通所する強度行動障害を呈する知的をともなう自閉症者に対する約 4 年間の支援を行った。ケアホームをベースにした薬物治療を含め行動改善のために支援を開始した。職員との関係作り、適切な行動（作業）に強化（報酬）をそえるという段階を経て、段階的にこだわりへの対応や余暇の拡大を行った。

4 年間の取り組みのうちに支援開始前は強度行動障害の判定値は 36 点であったが、最終的に 4 点まで改善を示した。

D 考察

強度行動障害の実態の解明と評価尺度開発と支援方法開発の 2 つに関して複数の研究を行った。

強度行動障害判定評価表得点と知的障害の程度、PARS 得点の分析から強度行動障害と自閉性障害の高い関連性が明らかになった。この関連性に基づいて、自閉症に対する基本的支援を生活環境の中でどの程度受けているかを評価する支援尺度を開発し、

保護者を対象に施行した結果、行動障害の各尺度との関連性が示された。強度行動障害に対する環境要因の視点からの評価については一定の結果を得たが、今後対象の数を増やして妥当性を高めるとともに支援システムにどのように組み入れるか検討していくことが必要となる。

支援研究については、学齢期からの機能分析に基づく一貫した支援システムの構築、成人期においては入所施設からの移行やケアホームを利用した地域生活の実現へ向けて、受け入れ側の環境整備や継続的な専門的支援の必要性が示された。支援については、既存の教育や福祉機関だけでなく外部からの専門的な支援の提供や連繋が不可欠であることも示された。今後は関わる職員の専門性の向上のための効果的な教育のあり方など支援システムについて検討していく必要がある。

F 健康危険情報

特になし

G 関連研究発表

別紙

H 知的財産権の出願・登録状況

特になし

厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業)

主任研究者 井上雅彦

分担研究報告書

強度行動障害者のサービス体系について

分担研究者 大塚 晃 上智大学

研究要旨

「強度行動障害」者への本格的サービスは、昭和 63（1988）年から昭和 64（1989）年にかけて飯田雅子を代表とする行動障害（者）研究会（キリン記念財団助成研究）が行った「強度行動障害児（者）の行動改善及び処遇のあり方に関する研究」に基づき、国が平成 5（1993）年 4 月 1 日に「強度行動障害者特別処遇事業実施要綱」を定め、精神薄弱児（者）のうち強度行動障害を示す者に対する支援を実施し始めたこと由来している。本論文は、この「強度行動障害者特別処遇事業」の評価を行うとともに、今後の強度行動障害者への新たなサービス体系を提示し、強度行動障害者への適切なサービスの提供や支援の在り方を明らかにするものである。

Aはじめに

「強度行動障害者」への支援は、昭和 63（1988）年から昭和 64（1989）年にかけて飯田雅子を代表とする行動障害（者）研究会が行った「強度行動障害児（者）の行動改善及び処遇のあり方」¹⁾に基づき、国が平成 5（1993）年 4 月 1 日に「強度行動障害特別処遇事業実施要綱」を定め、精神薄弱児（者）のうち強度行動障害を示す者に対する支援を実施し始めたことに由来している。本論文は、「強度行動障害特別処遇事業」の評価を行うとともに、その後の支援の経過及び今後の強度行動障害者への支援を、施設サービス体系の観点から

明らかにしたい。

1. 知的障害者の施設サービス体系

わが国の知的障害者の施設体系は、昭和 22(1947)年の児童福祉法における精神薄弱児施設や精神薄弱児通園施設、重度・重複精神薄弱児のための国立秩父学園の開設からはじまり、昭和 35（1960）年の精神薄弱者福祉法の制定とともに、精神薄弱者更生施設（入所・通所）、精神薄弱者授産施設（入所・通所）、重度心身障害者のため総合福祉施設である国立・地方コロニーへと発展し、昭和 46（1971）年の精神薄弱者通勤寮、昭和 56（1981）年の精神薄弱者福祉

ホームの制度化、更には、昭和 60（1985）年の精神薄弱者福祉工場や平成元（1989）年の薄弱者地域生活援助事業（グループホーム）の制度化へと体系化されていく。

そのような体系化の中で、精神薄弱児者施設は、精神薄弱児者に対する「保護・指導・訓練」の役割を担いながら、在宅サービスや相談支援など地域福祉の中核的役割を担うものと位置づけられてきた。施設サービスの体系化については、施設はノーマライゼーション理念に則り脱施設化されるものではなく、施設機能は積極的に活用されるものとして精神薄弱者地域生活援助事業（グループホーム）やホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービスなどの在宅サービスを担うものとして位置づけられてきた。知的障害児者施設サービスの体系化とは、入所施設を中心に、そこにさまざまな機能を付加して、発展させることを意味していた。

2. 強度行動障害特別処遇事業と施設サービスの体系化

国は、飯田らの研究の成果を下に、平成 5（1993）年に「強度行動障害特別処遇事業実施要綱」²⁾ 及び「強度行動障害特別処遇事業の取り扱いについて」³⁾ を通知し、精神薄弱児（者）のうち強度行動障害を示す者に対する支援を実施はじめた。本事業の対象者は、精神薄弱児（者）であって、多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回にしめすため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者（「強度行動障害児・者」）であり、実施施設を精神薄弱児施設、自閉症児施設（第 1 種自

閉症児施設を除く。）、精神薄弱者施設及び心身障害者福祉協会の設置する施設のうち、個室等の必要な設備や指導員・精神科医・心理療法を担当する職員など専門職員による指導・訓練を行う施設として、都道府県知事が特に指定した施設となっていた。また、強度行動障害特別処遇事業対象者の定員は 4 名を標準とし、個別プログラムの作成、事業の処遇期間を 3 年を限度としていたこと、判定に当たっては、「強度行動障害判定指針」を参考とし、おおむね 20 点以上の者を事業の対象とすることとされ、期間限定化、支援の個別化、対象者判定の厳密化という意味で斬新的な意味合いをもっていた。この事情を妹尾は、「強度行動障害特別処遇事業を「わが国の発達障害者福祉サービスを保障する施設体制はいまようやく曙を見ようとしている」としていっても過言ではあるまい。」⁴⁾ としている。

強度行動障害特別処遇事業の特質を施設サービスの体系化の観点からすれば、

- ①機能の活用という観点から、入所施設でなければならなかつたこと
- ②専門的機能の活用という観点から、行動障害でなければならなかつたこと
- ③他施設との差異化をはかり報酬の観点から、特別事業でなければならなかつたことなどが挙げられる。これらの意味から強度行動障害特別処遇事業は、「施設」それも「入所施設に」に方向づけられ、施設サービスの体系化を意図した、最後の完成を目指した業であったといえるだろう。

3. 強度行動障害者へのサービス内容

平成 5(1993)年 4 月 1 日「強度行動障害特別処遇事業の実施について」（厚生省児童

家庭局通知)において、「強度行動障害特別事業」は、生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻繁に示し、日常の生活に困難を示す者について、精神薄弱者更生施設等に特別処遇体制を整え、適切な指導・訓練を行うことにより、行動障害の軽減を図り、もってこれらの者の福祉の一層の推進を資すること」を目的としていた。生活環境に対する極めて特異な不適応行動を頻繁に示し、日常の生活に困難を示す者については児童においては主に家庭で課題となっており、成人については主に施設内で問題になっていたと推測される。当事業は家庭内で課題となっていた児童を主目的というより、すでに児童施設や成人施設で課題となっていた強度行動障害児者をターゲットにしており、その意味で施設に配慮された政策であったと言えよう。また、施設という入所機能を活用してこれらの課題を解決するとともに、施設機能の拡大を図る方針でもあったと考えられる、それはまた、その後の「重い人は入所施設、だから入所施設は必要という」パラダイム構成の先がけであった。

このような入所施設における強度行動障害者の具体的サービス内容について、

- ①設備
- ②職員配置
- ③職員の専門性
- ④支援形態
- ⑤連携
- ⑥効果測定
- ⑦報酬

の観点から述べてみたい。

①設備

指定施設においては、居室は個室とするなどの配慮をするとともに、行動改善室、観察室等行動障害の軽減のための各種の指導・訓練を行うために必要な設備を設けることとされている。具体的には「精神薄弱児収容棟の設置について」(昭和39年3月13日厚生省発児第39号厚生事務次官通達)や「精神薄弱者更生施設における重度精神薄弱者の処遇について」(昭和43年7月3日厚生省発児第107号厚生事務次官通達)に基づき設置された重度精神薄弱児・者の重度棟と同様に、一人用居室及び二人用居室の収納設備等を除いた面積は、6.6平方メートル以上、二人用居室にあっては、9.9平方メートルとされ、一般知的障害者等の約2倍の面積を確保するものとなっている。また、多くの施設については、器物破損への対応や危険への回避のさまざまな工夫が凝らされるとともに、修繕のための費用がかかるものとなっていた。構造化などの試みも存在したが、設備や器物破損への対応などから調度を置くことなく、施錠など管理的な面が強調された施設も存在していた。

②職員配置

職員の配置基準は、一般的指導員等の他に指導員2名(1名は保母でも可能)、精神科医師1名(嘱託)、心理療法等を担当する職員1名(嘱託)を特別に置くとされており、手厚い職員が確保されている。異なる職種がどのように連携しながら支援していくかが重要な課題であった。支援のためのケース会議などは存していたが、異職種の専門家の調整のための会議を始めとした学際的連携(interdisciplinary)についての取り組みは遅れていた。

③職員の専門性

強度行動障害者への支援の専門性を確保するためには、支援方法などについての特別な研修や、スーパーバイズを定期的に受ける必要があるが、それらは事業の実施施設の努力に任せていた。研修のシステムは作られていなかったが、強度行動障害者を受け入れる施設協議会などの定期的な自主的研修が存した。

④支援形態

入所にあたっては児童相談所又は精神薄弱者更生相談所の判定が必要となるが、その際、医学的、心理学的、社会学的及び教育学的見地から十分検討を加えて行うものとされている。障害の様態や程度によって医療処遇が適切な者は、対象から除くものとされており、医療は専門病院にまかせ、あくまで福祉の分野での支援を考え、役割分担を想定していたといえる。

特別処遇期間の3年の限度以内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点をもって、一般棟又は重度棟への移行、他施設への措置変更、又は措置解除等を行うことによって特別処遇を終了するとされていた。3年というのは、従来の施設サービスが、期限を決めないで入所させ続ける時代において、新しい発想のもとでの事業実施になったといえる。

本事業の実施に当たっては、個々の強度行動障害児・者の状況、状態に応じて個別プログラムを作成し、これに基づいて行うこととされていた。また、特別処遇期間内の指導記録簿を整理し、特別処遇終了後のアフターケアに資するよう配慮することとされ、事業利用時の評価や事業利用後のサービスについても言及されていた。

⑤連携

本事業の実施に当たっては、指定施設、児童相談所、福祉事務所、精神薄弱者更生相談所等の関係機関で構成する検討の場を設ける等、連携を図るとともに、都道府県又は指定都市内における一元的な広域総合調整を行うものとしていた。しかし、そのための調整会議（個別支援会）がどれだけ実際に行われていたかは不明である。

⑥効果測定

実施説は、他の本事業施設との連携、情報の交換等に留意し、本事業の効果的運営について隨時検討することや、実施主体は、指定施設より実施状況等について適宜報告を徴収するなどその実施状況等の把握に努め、実施主体は、本事業の毎年度の実施状況について、厚生大臣に報告するものとされていた。それぞれの施設の事業評価は行われていたと考えられるが、国レベルでの強度行動障害特別処遇事業全体の効果についての評価は行われていなかった。それは、事業実施後5年で廃止され、その後は、加算という形で一般予算に計上されることになったことも関係しているかもしれない。

⑦報酬

報酬については、強度行動障害特別処遇事業に関しては、「在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金の国庫補助について」（昭和60年12月23日厚生省発児178、各都道府県知事・各指定都市市長宛、厚生省事務次官通知）において規定されていた。それによれば、1か所あたり月額804,450円（平成7年時）とされていた。精神薄弱者援護施設の事務費の保護単価が入所者一人当たり、約20万円であったことを考えれば、一人当たり約2倍の報酬が支払われていた。

その後は、平成10(1998)年7月31日第451号大臣官房障害保健福祉部長通知「強度行動障害特別加算費について」により行うこととされ、加算に移行した。

このように、強度行動障害特別処遇事業は、4人という小規模な単位での支援、3年の期限、物理的環境の設定という施設整備の確保、個別プログラムの存在、専門家の連携による支援などにおいて、その先進性をもつものであったと言えよう。しかし、その事業評価を適切に行うことなく、平成10年7月には、第451号大臣官房障害保健福祉部長通知により「強度行動障害特別加算費」という一般施策により行うこととされ、「強度行動障害特別処遇事業」は廃止された。その後の支援費制度においては、知的障害児者施設に強度行動障害特別加算として同じ要領で実施された。障害者自立支援法の新たな事業体系の中では、強度行動障害は施設入所支援の重複加算に算入され引き継がれた。

4. 今後の強度障害者支援の提案

障害者自立支援法においては、障害程度区分が定められた。行動障害に関係深い項目については、A群の行動、B2項目群の行動障害などにおいて一定の評価はされている。また、強度行動障害については入所型の施設支援の中に重複障害加算となって継続された。障害者自立支援法は、従来どのような障害者にどのような支援がどの位必要であるかの全国共通の利用のルールがない、地域におけるサービス提供体制が異なる、市町村の財政力格差などによる大きな地域格差の解消などの問題解決を目指し、客観的基準である障害程度区分を導入した

ものである。自立支援法第4条第4項では、この法律において「障害程度区分」とは、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいうとされている。

「障害程度区分」は、障害福祉サービスを必要に応じて公平に分配する装置であると言える。公平に分配する装置であるが、現行の障害程度区分では、知的障害、精神障害が一次判定で低く判定される傾向になり、身体障害、知的障害、精神障害各々の障害特性を反映したものに抜本的に見直すべきであるという意見が、平成20年12月の社会保障審議会障害者部会報告でとりまとめられている。また、現行法における「障害程度区分」という名称・定義が、標準的な支援の度合いを示す区分であることがわかりにくいという理由で、名称・定義についても見なおしていくべきであるという意見があった。障害者自立支援法の見直しにおいては、障害程度区分という名称を、「障害支援区分」とし、定義についても、障害者等の障害の多様な特性をその他の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分であることを明確化するとされている。法律上の規定の見直しと並行して、障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直すとされている。

これについては、障害程度区分とは何かという根本問題をあらためて提起するものである。現在の障害程度区分は、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものであるが、それは旧施設

系の施設入所支援や日中活動、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）においては、報酬と結びついていることに特徴がある。障害者の現在の状態（あるいは支援度）を把握して、それに基づいて報酬単価を設定するというシステムである。定期的な障害程度区分の見直しにおいても、その時々の現在の状態（あるいは支援度）を把握するものである。例えば、障害程度区分の重い障害者（軽い障害者でもよいが）を受け入れて、適切なサービスを提供して障害程度区分が軽くなれば報酬単価は低くなり、適切なサービスの努力は評価されず、より適切なサービスを提供しようとする動機を削ぐシステムといえる。反対に、障害程度区分が重くなれば報酬は高くなる。意図的に障害程度区分を高くする意図をもって提供すべきサービスを提供しないことはないだろうが、適切なサービスが提供されたか（されているか）の評価がないシステムといえる。また、実際に最善のサービスを提供しても、課題が改善されず障害程度区分が同じこともあり、その努力を客観的に評価することもできない場合も存する。

一般的には、今の状況を適切に把握して、その利用者のニーズに合った適切なサービス（標準化されたサービスともいえる）を提供して、これだけ改善された（軽くなった）という効果（outcome）に対して報酬を設定すべきである。また、最善の努力をしても変わらない（重くなることもある）ことを考えれば、サービスを適切に実施したプロセスを評価できるシステムが必要である。そのためには、事業開始の前、サービスがスケジュールで提供されている過程、一定の時期が終わっ

た時点での評価とどのようなサービスが提供されたか（支援を行ったか）がセットで評価される必要があり、報酬はこのセットにより支払われるべきである。

個々の障害者に適合したサービス提供には、標準的な支援が確立されている必要がある。支援の度合いを示す区分である障害支援区分の導入に際しては、強度行動障害者への標準的な支援の体系化が必要であり、障害者自立支援法の施行とともに開始された、各事業における個別支援計画の結果の集積と整理によるエビデンスに基づく支援、すなわちこのような強度行動障害者はこのような支援が有効であるという標準的な支援の体系化が必要になる。

5. 強度行動障害者の新たなサービス体系

(1) 脱施設と地域生活

強度行動障害特別支援事業が、入所施設のサービス体系の完成を目指していたとすれば、障害者自立支援法施行以後の強度行動障害者のための新たなサービス体系は、強度行動障害者の地域生活を志向するものである。平成14（2002）年度に制定された新たな障害者基本計画においては「入所施設は、地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する」とされ、わが国においてはじめて脱施設が言明された。また、平成18年（2006）度から施行されている障害者自立支援法は、障害者が一人ひとり固有の能力や適性を持っているという考え方方に立ち、日常生活や社会参加など自立した生活を営むことを支援することを目指すものである。それは、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会をつくっていくことす

なわちノーマライゼーションの理念を実現していくことである。この意味で、今後の障害者福祉の目標は、「どのような重い人で（強度行動障害者）であっても地域生活」を目指すことである。このような、どのような重い人も地域生活をということは了解されつつあるが、その道筋は確かなものではなく、実践は開始され始めたばかりである。

（2）地域生活移行の目標

障害者自立支援法においては、都道府県や市町村に「障害福祉計画」の作成を義務づけている。「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18/6/26厚労省395）を国は示し、それに基づいて地方自治体が作成することとしている。どのような障害の重い人も地域生活の「平成二十三年度の数値目標の設定」として、「福祉施設の入所者の地域生活への移行、地域生活への移行を進める観点から、障害福祉計画の作成時点において、福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数値目標を設定すること」としている。当該数値目標の設定に当たっては、現時点での施設入所者数の一割以上が地域生活へ移行することとともに、これにあわせて平成二十三年度末の施設入所者数を現時点の施設入所者数から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましいと具体的な数値目標を

掲げている。このような施策は障害者福祉分野においては始めての脱施設化と言えるが、このような障害の重い人の地域生活とはどのようなイメージであろうか。

（3）強度行動障害者の地域生活のイメージ
施設のサービス提供形態は、施設という限定された場面でのいわばクローズされた、そこですべてのサービスが充足される形態をとる。それに対して、地域でのサービス提供の仕方は、さまざまなサービスを、利用者のニーズに基づいて組み合わせて提供していく提供形態と言うことができる。また、個人の多様なニーズに応じる点では、単一のサービス提供だけでは不十分で、障害者を支える地域の人的・物的な資源とそれを調整するシステム（ケアマネジメント）があって始めて可能となる。これらのサービス資源とそれを提供するシステムなどの体制の存在によって、地域生活が可能となる。特に、知的障害者福祉分野においては、利用者が生まれ育った地域で生活することを可能とする支援は、具体的には、生活の場はグループホームやケアホーム、働く場や日中活動の場として生活介護、自立訓練、就労移行支援などの諸事業、ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅サービスを活用し、相談支援のネットワークを地域に張り巡らし、地域の多くの住民に支えられて地域で安心して生活できるシステムを作っていくことである。

強度行動障害者についても、行動援護やさまざまな日中活動、そして居住・生活の場としてのケアホームが重要となる。ケアホームにおいてはホームヘルプサービスの利用が可能となり、居住の場で個別支援を得

ることができる。このようにケアホームに住まいながらホームヘルプサービスや日中活動のサービス、移動支援を活用しながら地域生活を送ることになるが、そのためには多くの関係者と連携してチームアプローチにより強度行動障害者の支援を図っていくことが重要になる。

(4)個別化と個別支援計画

強度行動障害のある人に提供されるサービスは「個別化」に基づいて提供されることが重要である。障害者自立支援法における個別支援計画は、到達目標を重要視するものであり、ニーズをアセスメントし到達目標を確保した支援計画を作成し、適時モニタリングしながら支援していくことが必要である。この意味で強度行動障害者のサービス提供においては、Plan-Do-Check-Actionという科学的な方法を持って支援を行うこととなる。このP D C Aサイクルは、アセスメントから始まって、初期状態ありの把握、基本的ニーズの把握、支援計画の作成、特に到達目標の設定、支援計画の作成、あるいは個別支援計画の実施、具体的な実施とともに、支援が適切に行われているかどうかのモニタリングを図りながらサービスを提供していくこと形態をとる。障害者自立支援法においては、各事業にサービス管理責任者を配置し、サービス管理責任者は、サービス提供における一連のサービス提供のプロセスを管理する。管理者は、また、障害者の支援に係わる関係者の連携やネットワークを構築する役割が求められている。強度行動障害者の支援を行う事業所内部の調整、地域でケアホームに住みながらも日中活動やホームヘルプサービス、余暇活動、

相談支援などのサービスを調整し、地域のネットワークを構築していくこともサービス管理責任者に期待されている。この意味で強度行動障害の障害と特性を理解し、個別支援計画を作成して、サービス提供の一連のプロセスを管理できるサービス管理責任者が必要となる。

(5)強度行動障害者サービスの個別化

強度行動障害については、従来、入所施設支援の加算において対応されてきたが、障害者自立支援法においては、ケアホーム⁵⁾や生活介護などの各事業における支援の個別化によって地域生活が可能となる。この個別化については、

①物理的環境の個別化

集団生活における集団のノイズ等の環境刺激の緩和化をはかるために、ケアホームなどの小集団による支援のための物理的環境の構造化が必要である。⁶⁾

②プログラムの個別化

強度行動障害者それぞれのペースにあつた時系列、すなわち開始と終結が提示され、作業タスクが整理されたワークシステム等の個別化が必要である。

③個別化のための調整システム

個別化は物理的環境などのハードの部分と時間系列の提示と利用者との接触の強弱などのソフトな部分からなる。これらを設定するためには、居住の場や作業の場における仲間との調整、職員間の統一した支援方法などの調整、医師や心理職などの専門家との調整、家族との調整、地域との調整などが必要である、そのためには、関係者が集まって互いの役割を分担して支援する

ことを調整する個別支援会議などを活用することが有効である。それにより地域生活を前進させることが可能となる。

D 考察

強度行動障害への新たなサービス体系を設置する前提として今後必要とされる事項は、

- ①現在の強度行動障害の状態を適切に判定・評価できる基準を作成すること。
- ②支援方法については構造化の有効性がすでに提案されており、これらを個別支援計画に生かすために強度行動障害への支援プログラムをセットで用意すること。
- ③強度行動障害者ための設備や十分な職員配置、職員の専門性を高めるための研修システムを構築すること。
- ④強度行動障害者への標準化されたサービス提供を明らかにし、それに基づき提供されたサービスの結果（アウトカム）を適切に評価し、報酬に反映させること。そのような事業の評価については自立支援協議会を活用することも考慮すること。
- ⑤構造化などの物理的環境の整備に対する国庫補助の確立
- ⑥強度行動障害者を取り巻く地域の連携システムやネットワーキングを構築すること。その際、発達障害者を強度行動障害者への支援の専門的機関として位置づけ、中心的役割を付与することも考慮すること。

おわりに

現在、障害者福祉は大きな変化の時期を迎えている。この流れは、障害者の自己決定と自己選択を尊重し、障害者の権利を擁護していく方向性であると言える。このよ

うな流れの中で、強度行動障害者は、コミュニケーションの困難性を抱えていることから、自己を主張することに困難を抱えている存在であり、その呈する行動により施設等における虐待の標的として権利が侵害されやすい存在であり、「支援された自己決定・選択」を必要とする存在である。このような大きく変化する障害者福祉の時代において、自らの権利を主張することに困難を抱える強度行動障害者の声が反映されることが望まれる。

E 文献

- 1) 飯田雅子(1988 から 1989) . 強度行動障害児（者）の行動改善及び処遇のあり方. キリン福祉財団研究
- 2) 厚生省児童家庭局長通知 (1993) . 強度行動障害特別処遇事業の実施について、児発 310
- 3) 厚生省児童家庭局障害福祉課長通知 (1993) . 強度行動障害特別処遇事業の取り扱いについて、児障 21
- 4) 妹尾正 (1993) : 発達障害と福祉の本質. 日本国文化科学者社
- 5) 大塚晃 (2009) : 発達障害者の地域生活を支えるケアホームの現在、日本の障害者福祉制度におけるケアホームの意味. 発達障害の地域生活を支えるケアホームの現在. 発達障害研究第 31 卷第 5 号、発達障害学会
- 6) 真鍋龍司 (2009) : 強度の行動障害を伴う自閉症の人たちの地域移行. 発達障害者の地域生活を支えるケアホームの現在. 発達障害研究第 31 卷第 5 号、発達障害学会

- F. 健康危険情報**
- 該当なし
- G. 研究発表**
- 特になし
- H. 知的財産権の出願・登録状況**
1. 特許取得
特になし
 2. 実用新案登録
特になし
 3. その他
特になし

厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業)

主任研究者 井上雅彦

分担研究報告書

あさけ学園の強度行動障害支援事業終了者の福祉サービスの利用状況

研究協力者 近藤 裕彦 社会福祉法人檜の里 あさけ学園
廣田 昌俊 社会福祉法人檜の里 あさけ学園

研究要旨

地域の中で強度行動障害を示す人たちが安心して暮らすのに必要な福祉サービスの形態や量、プログラムの検討に向けた予備的研究を実施した。調査は、あさけ学園の強度行動障害支援事業を終了した知的障害や自閉症のある 21 人を対象とした。対象者全員の家族もしくは現在利用中の福祉サービス事業所から、障害者福祉サービス受給者証の支給決定量、他に関する回答を得た。結果は、(1)事業の利用開始時と終了時を比較した強度行動障害判定基準（旧法）の各項目の点数の変化、(2)利用開始前から終了時、現在までの受け入れ先の推移、(3)現在、家庭や地域に戻って生活している者 11 人の障害福祉サービス受給内容、他の分析を中心に行ない、来年度に計画している全国規模の調査の項目作成のための知見や課題などが提起された。

A. 研究目的

あさけ学園では、強度行動障害特別処遇事業実施要綱が定められた翌年から（1994 年）、定員 4 名でこの事業を開始した。その後、強度行動障害支援加算事業による定員増を経て、障害者自立支援法の新体系事業へ移行した 2009 年 4 月までの約 15 年の間、三重県内の近隣の障害福祉圏域を中心に受け入れた 17 人と、園内ケース（すでにあさけ学園に入所していた者）7 人の合計 24 人に対して、行動障害を改善し、家庭や地域の通所施設、あるいは一般の入所施設に戻すために、以下のような療育支援プログラ

ムを展開してきた。

1. 強度行動障害をどう考えるか？

- ・基本的な障害の重さそのものや、生物学的な不全や疾病等に起因する問題というよりも、基本的な障害に二次的に積み重ねられた人格形成過程における不適切な育ちや対応の結果に起因する行動障害が対象となる。
- ・積極的な医学的治療の必要な精神的な障害、生物学的な障害に起因した最重度の知的障害などは除外する。
- ・行動障害の判定や療育効果の評価は、本

来の生活の場である地域／家庭における行動と、そこでかかわる人たちとの相互関連性をもって行なう必要がある。

2. 基本的な療育方針

- ・個々の障害を標的とした狭義のリハビリテーションや薬物療法だけでなく、二次的に積み重ねられた人格形成過程の困難に焦点を置いた広義の療育活動（労働、日常生活行動、余暇活動、他）が不可欠であり、いかにして障害のある人たちをわれわれの文化／社会に引き入れていき、大人として育てるかが大きな課題である。
- ・最終的な目標は、個々の生活スキルの習得や行動障害そのものの抑制にとどまらず、環境やそこでかかわる人たちとの関係のあり方や社会的な人としての姿勢（構え）の育成を重要視している。

3. 療育支援プログラム、配慮した点

あさけ学園における強度行動障害を示す人たちの支援モデルを表1に示す。それぞれ前期、中期、後期に分けた3年間で地域へ戻るためのプログラムを組み立てていく際に、次の三点に配慮した。

- 1) 家庭で行動障害を生じさせないためのプログラム
- 2) 移行先において行動障害を生じさせないためのプログラム
- 3) 地域／家庭生活にかかわる関係機関の継続支援システム

今回は、地域の中で強度行動障害を示す人たちが安心して暮らすのに必要な福祉サービスの形態や量、内容などの検討に向けての予備的調査を実施した。具体的には、

上記したように、あさけ学園で強度行動障害に関する療育支援事業を利用した24人の知的障害もしくは自閉症のある人たちの転帰、および福祉サービス利用の現状について調査する。

B. 研究方法

1. 調査の対象

あさけ学園で強度行動障害支援事業（強度行動障害特別処遇事業、強度行動障害支援加算事業）を利用した知的障害もしくは自閉症のある24人（男21人、女3人）のうち、途中で事業を中断した3人を除く21人を対象とする。

表2から、障害種別は、知的障害を合併する自閉症が17人（81.0%）と大部分を占めており、わずかに知的障害のみや他の障害のある者も含まれている。

知的機能障害の水準について、全体に重い者が多く、測定不能と最重度10人、重度6人を合わせて約3/4（76.2%）に達しており、他は中度5人となっている。

地域から受け入れた15人の利用開始時の年齢をみると、養護学校高等部（当時）卒業後（18～19歳）が6人、他の9人は卒業後の数年を地域の作業所等に通う間で行動障害が激しくなって利用に至ったもので、20歳台前半に利用を始めている。また、園内ケース6人の開始年齢はやや高く、すべて20歳台後半から30歳以上にわたっている。

利用期間について、13人（61.9%）が既定の3年間で事業を終了した。期間を延長した者は、1年以内が2人、それ以上の延長を要した者が6人となっている（最長利用期間8年）。

給内容、他の分布を表7に示す。

2. 強度行動障害判定（旧法）の点数

利用開始時の判定では、平均 26.9、Max.

51 点なのに対して、大部分が終了時に事業対象外の水準まで軽減した。このうち、10～19 点が 10 人（47.6%）、7～9 点が 8 人（38.1%）となった反面で、20 点以上の高い水準にとどまっている者も 3 人（14.3%）みられた。

3. 障害福祉サービスの受給状況、他の調査

対象者の所持している障害者福祉サービス受給者証の支給決定量に基づき、以下の①～⑤の項目からなる「強度行動障害支援に関するフォローアップ調査」を行なった。電話で家族や本人が現在利用している福祉サービス事業所から承諾を得た後、直接聞き取りや郵便で調査を行ない、21 人全員から回答を得た。

- ①障害程度区分
- ②重度障害者支援加算の有無
- ③個別給付（居宅介護、行動援護、短期入所、生活介護）の支給決定量と利用状況
- ④地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援）の支給決定量と利用状況
- ⑤その他、医療機関の利用状況、日中活動の場への通所手段、通所時の支援状況

4. 結果の整理

- 1) 利用開始時と終了時を比較した各項目の点数の変化を表3～6に示す。
- 2) 利用開始前から終了後、今までの利用者の受け入れ先の推移を図1に示す。
- 3) 事業終了者のうち、現在家庭や地域で生活している 11 人の障害福祉サービス受

C. 研究結果

（1）利用開始時と終了時を比較した各項目の点数の変化

強度行動障害判定基準（旧法）の 11 項目について、全国自閉症者施設協議会（2008）による 5 因子を用いて利用開始時と終了時の点数を比較した。

なお、第IV因子は、障害者自立支援法の行動援護や重度障害者等包括支援の認定項目のみの因子なので含めていない。

以下にあげた各因子に負荷の高い 2～3 項目の合計点数の分布について、縦軸に利用開始時、横軸に終了時を示す（表3～6）。分布の幅は、第I～III因子（3 項目）が 0～15 点、第V因子（2 項目）は 0～10 点の範囲にある。

- 第I因子…多動、固執、奇声
- 第II因子…自傷、他傷、破壊
- 第III因子…摂食、排泄、睡眠
- 第IV因子…コミュニケーション
- 第V因子…パニックへの対応、他者へ恐怖を与える

表3～6 から、第II・III因子における点数の減少が顕著で、すべての対象者が終了時に 5 点以下の低い水準に達している。その反面で、第I因子では 6 点以上が終了時に 6 人（28.6%）、第V因子では 10 点の者が 4 人（19.0%）残っている。

これらの結果から、強度行動障害を示す人たちへの支援において、利用期間内に自分や他者もしくは器物等への攻撃を鎮静化することや、食事や排泄、睡眠など、24 時間の生活リズムのくずれを整えることの重要性が再認識された。しかしながら、多動